

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	国土交通省
法人名	港湾空港技術研究所

(平成23年9月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。 	<p>○当研究所で保有する資産は、東日本大震災による港湾・空港施設等の被災メカニズムの解明及びそれらの施設の復旧・復興に向けた研究等に示されるような、国の政策と密接に関係する港湾及び空港の整備等に関する調査、研究及び技術の開発等、当研究所の業務を実施する上で全て必要不可欠な資産であるため、現時点においても不要資産は保有していない。 なお、資産に関しては、監事立ち会いによる実査を毎年行っており、平成22年度も監事より、「保有資産について適正な利用・管理が行われていることが認められる。」との評価を得ている。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。 	<p>○該当なし。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。 	<p>○実験施設等の保有資産については監事立ち会いによる毎年の実査の際に利用状況についても確認し、不要な資産を保有していないことを確認している。 また、研究所幹部で構成される「知的財産管理活用委員会」において、保有特許の必要性について審議を行い、経済性等の観点から不斷に見直しを行っている。 なお、当研究所では、貸付を目的とした資産は保有していない。</p>
2. 事務所等の見直し	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。 	<p>○隣接する国の機関と、警備業務、守衛業務を一体で行う等、効率的な研究所運営を進め、管理部門経費の削減に努めている。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。 	<p>○該当なし。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。 <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>○該当なし。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。 	<p>○該当なし。</p>

<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>○当研究所で保有する資産は、東日本大震災による港湾・空港施設等の被災メカニズムの解明及びそれらの施設の復旧・復興に向けた研究等に示されるような、国の政策と密接に関係する港湾及び空港の整備等に関する調査、研究及び技術の開発等、当研究所の業務を実施する上で全て必要不可欠な資産であるため、現時点においても不要資産は保有していない。 なお、資産に関しては、監事立ち会いによる実査を毎年行っており、平成22年度も監事より、「保有資産について適正な利用・管理が行われていることが認められる。」との評価を得ている。</p>
<p>3. 取引関係の見直し</p> <p>① 隨意契約の見直し等</p>	<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となつた契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p> <p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>
<p>② 契約に係る情報の公開</p>	<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その使途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>
<p>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</p>	<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>
<p>④ 調達の見直し</p>	

○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	○隣接する国の機関と、警備業務、守衛業務を一体で行う等、効率的な研究所運営を進め、管理部門経費の削減に努めている。
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア)調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ)調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ)価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>ア)仕様書について、特定のメーカー、製品の指定にならないよう汎用的な記載としており、また、50万円以上の少額随契でも簡易入札制度を導入している。</p> <p>イ)原則的にリース優先とし、リース不可能な特殊な機器等のみ購入している。なお、当研究所は共同利用等を行える研究機関が近隣にはない。</p> <p>ウ)特殊な機器等の調達が多いため、他の研究機関での購入実績を把握するのは困難であり、また、汎用品の価格調査にしても、検索システム等がなければ単価の把握は困難であるため、なるべく多くの見積を徴取することで対応している。</p>
○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	○該当無し。
○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	○「公共サービス改革プログラム」(平成23年4月)を踏まえ、調達の効率化が図られるよう措置を講ずることとしている。
4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	—
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。</p> <p>ア)国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>○国家公務員の給与体系に準拠している。</p> <p>事務・技術職については、国家公務員より低い水準であるが、引き続き適正な給与水準の維持が図られるよう取り組む。</p> <p>また、研究職については、港湾及び空港の整備等の分野において、世界最先端の実験・研究施設を駆使して総合的に研究及び技術開発を行っている我が国唯一の機関であることから、少数精銳の研究者で業務を行っており、その研究領域に精通した者を採用しているため博士号取得者が占める割合が極めて高くなっていることから、給与水準の指標は平成22年度で103.9と国家公務員よりやや高くなっている。給与水準については、国家公務員の給与体系に準拠した規程等を整備し、運用しているところであるが、引き続き国の給与改定に沿って適正な給与水準となるよう努める(目標水準:103.9、目標期限:平成27年度)。</p>
<p>イ)主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握とともに、人件費削減の進ちょく状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ)総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○左記イ)の措置を講じるとともに、総務省に報告した内容を国土交通省のHPに公表した。</p>

○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	○独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、毎年度個別の額を公表しているところであり、引き続き公表する。
○ 紙与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	○給与規程に改正の際には監事によるチェックを受けており、監事監査報告書において、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じた措置を一貫して講じてきていることから給与水準は国と同等であると認められるとされている。 また、独法評価委員会においても、役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえたものになっているかについて、研究所役員の給与規程や職員の給与水準全般に渡り審議を行い、評価を頂いている。
② 管理運営の適正化	
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	○平成23～27年度の研究所の第3期中期計画において、一般管理費及び業務経費については、「中期目標期間中に見込まれる総額を、初年度に対しそれぞれ6%、2%削減」することを定めており、業務運営コストの削減に努めている。
○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	○法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなっている。
○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	○現状の運営費交付金制度において所要額の見積もりの考え方を明確にしつつ、合理的・効率的な法人の運営をしているところ。今後は運営費交付金の在り方の検討を踏まえ、対応を検討する。
○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	○理事長が研究所幹部(特別研究官)を監査責任者に任命し、各部署における法令の遵守状況等を確認している。
5. 自己収入の拡大	
○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	○該当なし。(当研究所では、特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業は存在しない。)
○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	○特に社会的に関心の高い研究分野については、ホームページ等で情報提供を行っているところである。
○ 出版物の版権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	○研究者に国と同様の報奨金及び実施補償金を支払う等のインセンティブの付与を行い、自己収入の拡大に取り組んでいるところ。また、研究所のホームページ上で最新の特許情報を逐次公表し、保有特許の利用促進に努めているところである。
6. 事業の審査、評価	

<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>○研究の事前・中間・事後の各段階において、研究分野内の評価会、研究所として行う評価委員会、外部有識者による評価委員会による3層で、研究目的や研究内容の妥当性等についての研究評価を実施している。各委員会での審議内容及び指摘事項等については、研究計画や研究体制の見直しを行う等、速やかにフィードバックするとともに、研究所ホームページで公表している。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>○研究の事前・中間・事後の各段階において、研究分野内の評価会、研究所として行う評価委員会、外部有識者による評価委員会による3層で、研究目的や研究内容の妥当性等についての研究評価を実施している。各委員会での審議内容及び指摘事項等については、研究計画や研究体制の見直しを行う等、速やかにフィードバックするとともに、研究所ホームページで公表している。</p>